(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車					11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					8,890	8,780	8,670	8,550	8,440	8,330
軽自動車	検査対象車				9,490	9,370	9,240	9,110	8,980	8,850
	検査対象外車		7,920	7,290		6,650				
原動機付自転車			5,350	5,210		5,070				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	4,880	4,840		4,790				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720				

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			10,000	9,830	9,660	9,490	9,320	9,150	8,980	8,810
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,690	35,450
		最大積載量が２トン以下のもの							23,120	22,400
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,690	35,450
		最大積載量が２トン以下のもの							23,120	22,400
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								11,780	11,510
	自家用								11,780	11,510
小型二輪自動車			8,210	8,100	7,990	7,870	7,760	7,650	7,530	7,420
軽自動車	検査対象車		8,720	8,590	8,460	8,330	8,200	8,080	7,950	7,820
	検査対象外車									5,990
原動機付自転車										4,930
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									4,950	4,940
緊急自動車			5,120	5,110	5,090	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								4,700	4,700
	(ロ) 教習用自動車								4,700	4,700
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							7,240	7,130
		b 小型二輪自動車	4,880	4,870	4,860	4,850	4,840	4,840	4,830	4,820
		c 軽自動車 検査対象車							4,830	4,820
		c 軽自動車 検査対象外車								4,740
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									4,650	4,650
検査対象外被けん引軽自動車										4,690

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。